

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成26年4月8日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 長 峯 徳 積  
 同 竹 内 英 明  
 同 平 本 さとし

1 措置の対象となった監査の結果

平成25年11月29日（神奈川県公報号外第66号）神奈川県監査委員公表第18号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所のうち教育委員会に係る全14箇所（既報告3箇所を除く）

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<教育委員会>

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部財務課	平成25年7月29日（平成25年6月6日職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、普通財産に伴う貸付料の納入通知書の発行が著しく遅れているものがあった。 2 補助金交付事務において、神奈川県市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金交付要綱で定める経費の配分の変更手続等を行っていないものがあった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、関係規定の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 補助金交付事務については、進行管理及び担当者間の連絡調整が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行状況調査を適宜実施するとともに、事業課との連絡調整を綿密に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
行政部厚生課	平成25年7月29日（平成25年6月5日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、職員に貸与する被服の発注が遅れたため、平成24年度教育委員会関係職員	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよ

		被服貸与事務処理要領で定める貸与の時期を著しく過ぎていた。	う、事務手続及び被服仕様の見直しを実施するとともに、進行管理の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
支援部子ども教育支援課	平成25年7月29日（平成25年6月12日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、神奈川県市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金交付要綱で定める経費の配分の変更手続等を行っていないものがあった。	不適切事項については、関係規定の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、当補助金の要領を改正し、執行状況調査を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立鶴見総合高等学校	平成25年6月25日（平成25年4月22日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、指導書購入代ほか6件の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、合わせて7,600円の遅延利息を支払っていた。	不適切事項については、関係法令の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜清陵総合高等学校	平成25年6月5日（平成25年3月26日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、決裁権者を誤っているものがあった。	不適切事項については、教育財産の管理等に関する規程の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規程の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立永谷高等学校	平成25年6月11日（平成25年5月9日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う教育財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより、使用料2件、1,593円が徴収不足であった。	不適切事項については、関係規定の理解及び職員相互間の点検が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成25年5月28日及び同年6月14日に収入済となっている。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立白山高等学	平成25年6月26日（平成25	（不適切事項） 庶務事務において、教	不適切事項の教員特殊業務手当に

校	年5月13日職員調査)	員特殊業務手当12件、40,800円が支給されていなかった。	については、平成25年6月17日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立金井高等学校	平成25年6月6日(平成25年5月9日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、督促状の発行に当たり、指定期限までの日数を踏まえた適切な日に発行していないものがあった。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立百合丘高等学校	平成25年7月8日(平成25年5月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物処理委託契約の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則で定められた事項を契約書に明記していなかった。	不適切事項については、産業廃棄物に関する法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立湘南高等学校	平成25年5月8日(平成25年3月26日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、単価契約した物品の運搬処理経費の支払手続に当たり、契約に含まれていない物品の運搬処理経費を併せて支払っているものがあった。	不適切事項については、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立小田原高等学校	平成25年5月24日(平成25年4月19日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものがあった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚ろう学校	平成25年6月25日(平成25年5月2日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、通勤手当の認定に当たり、バス定期乗車券の乗り継ぎ割引を適用しなかったため、平成22年度から6箇月当たり20,520円を過大に支給しているものが	不適切事項の通勤手当については、平成25年7月24日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

		あった。	
神奈川県立 鶴見養護学 校	平成25年6月 26日（平成25 年4月22日職 員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、源泉所得税を法定期限後に納付しているものがあり、不納付加算税6,500円が徴収されていた。	不適切事項については、関係法令の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立 瀬谷養護学 校	平成25年7月 22日（平成25 年5月13日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、消耗品の購入に当たり、会計管理システム上の債権者名を誤って登録し、誤りに気付かずに支出したため、本来の債権者への支払が遅れ、遅延利息100円を支払っているものがあった。	不適切事項については、職員相互の点検が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。